

令和3年度答申第63号
令和4年1月18日

諮問番号 令和3年度諮問第64号（令和3年12月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者の雇用の促進等に関する法律59条3項に基づく滞納処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）59条3項の規定に基づき、障害者雇用納付金、追徴金及び延滞金の滞納処分（以下「本件滞納処分」という。）及び本件滞納処分によって得られた金銭を充当する処分（以下、本件滞納処分と併せて「本件滞納処分等」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）障害者雇用状況報告

法43条7項（平成25年法律第46号（以下「平成25年改正法」と

いう。)による改正(平成30年4月1日施行)前のものは、事業主(その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。)は、毎年1回、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない旨規定し、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。以下「法施行規則」という。)8条(平成30年厚生労働省令第7号による改正前のもの)は、法43条7項に規定する事業主は、毎年、6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(法施行規則1条の4第1号に掲げる者に限る。(略))の雇用に関する状況を、翌月15日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に報告しなければならない旨規定する。

(2) 納付金関係業務

法49条1項(平成25年改正法による改正(平成30年4月1日施行)前のもの)は、厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項1号から11号に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行う旨規定し、同項10号は、法53条1項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うことと規定する。

法49条2項は、厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(3) 障害者雇用納付金の徴収及び徴収義務

法53条1項(令和元年法律第36号による改正(令和2年4月1日施行)前のもの)は、機構は、法49条1項1号の調整金及び同項2号から7号までの助成金の支給に要する費用、同項8号及び9号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)を徴収する旨規定し、法53条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負う旨規定する。

(4) 納付金の額等

ア 法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数が

あるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数を乗じて得た額とする旨規定する。

イ 法附則4条1項(平成25年改正法による改正(平成30年4月1日施行)前のもの)は、その雇用する労働者の数が常時100人以下である事業主(特殊法人を除く。)については、当分の間、法49条1項1号、法50条並びに法第3章第2節第2款及び第5節の規定は、適用しない旨規定する。

(5) 納付金の納付等

ア 法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書(以下「障害者雇用納付金申告書」という。)を翌年度の初日(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から45日以内に機構に提出しなければならない旨規定する。

イ 法56条2項は、事業主は、同条1項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならない旨規定する。

ウ 法56条4項は、機構は、事業主が同条1項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知(以下「納入告知処分」という。)をする旨規定する。

エ 法56条5項は、同条4項の規定による納入の告知を受けた事業主は、同条1項の申告書を提出していないとき(納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。)は同条4項の規定により機構が決定した額の納付金の全額を、同条1項の申告に係る納付金の額が同条4項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

(6) 追徴金の徴収

法58条1項は、機構は、事業主が法56条5項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、同条3項は、機構は、同条1項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追

徴金の額を通知（以下「追徴金通知処分」という。また、上記（５）のウの「納入告知処分」と併せていう場合には「納入告知等処分」という。）しなければならない旨規定し、法施行規則３１条は、機構は、法５８条１項の規定により追徴金を徴収する場合には、同条３項に規定する通知を発する日から起算して３０日を経過した日をその納付期限と定め、事業主に納付すべき追徴金の額及びその算定の基礎となる事項並びに納付期限を通知しなければならない旨規定する。

（７）徴収金の督促

法５９条１項は、納付金その他この款の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、同条２項は、同条１項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発し、この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して１０日以上経過した日でなければならない旨規定する。

（８）延滞金の徴収

法６０条１項は、法５９条１項の規定により納付金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る納付金の額につき年１４．５パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する旨規定する。

（９）滞納処分

法５９条３項は、同条１項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる旨規定する。

３ 事案の経緯

各項末尾掲記の資料等によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

（１）審査請求人は、平成２８年度及び平成２９年度に係る法５６条１項の障害者雇用納付金申告書を提出しなかった（平成２８年度の障害者雇用納付金申告書の提出期限は平成２８年５月１６日、平成２９年度の障害者雇用納付金申告書の提出期限は平成２９年５月１５日。）。

処分庁は、審査請求人に対し、法５２条１項の規定に基づき、平成２８年度の障害者雇用納付金申告書に係る納付金の申告（以下「平成２８年度申告分」という。）については平成２９年３月１日付けで、平成２９年度の障

害者雇用納付金申告書に係る納付金の申告（以下「平成29年度申告分」という。）については平成30年3月1日付けで、常用雇用労働者数等報告書の提出を求めたが、審査請求人は当該報告書を提出しなかった。

（障害者雇用納付金の徴収に係る資料請求等について（平成29年3月1日付け及び平成30年3月1日付けのもの））

- (2) 処分庁は、審査請求人が法43条7項の規定により公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書の記載に基づき、平成28年度申告分について納付金の額を144万円及び追徴金の額を14万4000円（以下「平成28年度の納付金等」という。）、平成29年度申告分について納付金の額を96万円及び追徴金の額を9万6000円（以下「平成29年度の納付金等」という。）と決定し、審査請求人に対し、平成28年度の納付金等については平成29年5月8日に、平成29年度の納付金等については平成30年5月8日に、法56条4項の規定に基づき、納入告知処分（納付期限は送達日から15日目の日）をし、法58条の規定に基づく追徴金につき、同条3項の規定に基づき追徴金通知処分（納付期限は、平成28年度は平成29年6月7日、平成29年度は平成30年6月7日）をした（以下、本件における納入告知等処分と併せて「本件納入告知等処分」という。）。審査請求人は、上記各納付期限までに平成28年度及び平成29年度の納付金等を納付しなかった。

（障害者雇用状況報告書（平成27年6月1日現在及び平成28年6月1日現在）、納入告知書（平成29年5月8日付け及び平成30年5月8日付け）、追徴金通知書（平成29年5月8日付け及び平成30年5月8日付け）、納入告知書及び追徴金通知書の発出について（平成29年5月8日付け）、納入告知書及び追徴金通知書の送付について（平成30年5月8日付け））

- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、法59条1項の規定に基づき、平成29年12月11日付けで、平成28年度の納付金等に係る督促状（指定期限は平成29年12月25日）を、平成30年1月28日付けで、平成29年度の納付金等に係る督促状（指定期限は平成30年12月12日）を送付して督促した。

（督促状（平成28年度の納付金等及び平成29年度の納付金等に係るもの））

- (4) 審査請求人は、上記(3)の各指定期限までに、平成28年度及び平成

29年度の納付金等を納付しなかったことから、処分庁は、平成31年3月25日、法59条3項に基づき厚生労働大臣の認可を受け、令和元年7月3日、審査請求人に対し、同項に基づく滞納処分をし、同年8月8日、本件滞納処分により得られた金銭を平成28年度及び平成29年度の納付金等並びに法60条1項に基づき徴収する延滞金の額に充当する処分をした。

(障害者雇用納付金等滞納処分認可書、差押調書謄本、障害者雇用納付金等の
充当について)

(5) 審査請求人は、令和元年8月23日、審査庁に対し、本件滞納処分等を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和3年12月2日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人が雇用する労働者のうち、通常の週の所定労働時間が一定していない労働者について、各週の所定労働時間の年間合計時間数を対象期間の月数で除して、短時間労働者に当たるかを判別した場合、審査請求人は、平成28年度及び平成29年度の申告分について、常用雇用労働者数が100人以下の事業主であり、障害者雇用納付金の徴収に係る規定の適用除外に当たることから、障害者雇用納付金の納付義務を負わない。

そもそも常用雇用労働者数が100人以下の事業主には、法附則4条1項により、法第3章第2節第2款に含まれる法56条4項及び法59条3項の規定は適用されないから、審査請求人が障害者雇用納付金申告書を提出しないからといって、法56条4項の規定を適用して納入告知処分を行うことは認められないし、法59条3項を適用して滞納処分を行うこともできない。

また、審査請求人が過失により障害者雇用状況報告書において常用雇用労働者数が100人以上との誤った報告をしたからといって、法43条7項の規定に基づく障害者雇用状況報告における労働者数をもって実際の労働者数とみなす旨の規定はない以上、審査請求人の上記報告の内容如何によって、審査請求人の常用雇用労働者数が100人以下の事業主でなくなるわけではない。そして、かかる場合に滞納処分を認める規定のないことも上述のとおりであり、審査請求人が上記報告に時間を要したからといってこれを理由に制裁を加えることも認められない。

したがって、常用雇用労働者数が100人以下の事業主である審査請求人に対し、本来適用する余地のない法56条4項及び法59条3項の規定を適用して行った本件滞納処分は不当である。

- (2) 諮問説明書では、納入告知等処分に取り消し得べき瑕疵があったとしても、その違法性は滞納処分に承継されず、納入告知等処分の瑕疵が重大かつ明白であるとして無効と評価されるか、違法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、納入告知等処分の違法を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないとした上で、本件では、本件納入告知等処分が権限ある機関によって取り消された事実は認められず、本件納入告知等処分にはこれを無効とすべき重大かつ明白な瑕疵が存するものとは認められない等として、本件審査請求を棄却すべきであるとする。

しかし、最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決（民集27巻3号629頁）は、課税処分に関し、課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないこと等を勘案すれば、当該処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、課税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には、前記の過誤による瑕疵は、当該処分を当然無効ならしめるものとしている。

この点、本件納入告知等処分により納付金及び追徴金を課すことも、審査請求人と処分庁との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないことは、課税処分と同様である。

また、本件納入告知等処分の過誤は、審査請求人が納付金を納付すべき事業主（常用雇用労働者数101人以上の事業主）の範囲に含まれるか否かというもので、納付義務の存否を決定づける点で非常に根本的なものであり、かかる内容上の過誤は要件の根幹に関するものといえる。

加えて、本件では、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合に当たるといふべきである。

この点、確かに本件は、上記の最高裁判決のように、全く不知の間に第三者が登記操作を行ったような事案ではなく、審査請求人自身が、平成27年6月1日及び平成28年6月1日現在の常用雇用労働者数について誤った

報告をしており、また、雇用状況について速やかに資料を提出できなかったという事情が存する。

しかし、これは、審査請求人があえて誤った報告をしたり、資料の提出を怠ったものではなく、審査請求人が雇用する一部の労働者については、通常の週の所定労働時間が一定しておらず、労働時間の決定に当たって、審査請求人が示すスケジュールと編成表から、誰がいつ業務を行うかを労働者自身が決定しているという非常に特殊な事情によるものである。

また、障害者雇用納付金制度は、平成27年4月から、対象となる事業主の範囲が「常用雇用者が200人を超え300人以下の事業主」から「常用雇用者が100人を超え200人以下の事業主」に変更されており、審査請求人において常用雇用労働者数を正確にカウントする必要性が生じたのは、平成27年4月からであり、審査請求人が通常の業務の傍ら、障害者雇用納付金制度の複雑な計算方法を理解した上で、各労働者の労働時間の算定に即時に対応するのは非常に困難な状況にあった。

以上から、本件では、審査請求人が本件納入告知等処分の不服申立期間を徒過したとしても、審査請求人に本件納入告知等処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある。

(3) したがって、本件納入告知等処分は無効であり、これを前提とする本件滞納処分等も取り消されるべきである。

(4) よって、審査請求人は本件滞納処分等に不服があり、本件滞納処分等を取り消すとの裁決を求める。

(審査請求書、反論書、令和3年12月20日付け審査請求人の主張書面)

5 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書では、常用労働者の数を、平成27年6月1日現在では153人（全て短時間労働者以外の常用雇用労働者）とし、平成28年6月1日現在では142人（短時間労働者以外の常用雇用労働者140人、短時間労働者4人。短時間労働者は1人を0.5人として計算。）としていた。当該年度に属する各月の初日において常用雇用労働者の総数が100人以下である月の数が8か月以上ある場合には、納付金を徴収しないとされていることから、100人を超える月が5か月以上ある事業主は、法56条1項の規定に基づく障害者雇用納付金申告書を提出しなければならない。そうすると、審査請求人は、障害者雇用状況報告書の報告内容から、平成28年度申告分及び平成29年度申告分の納付金の申告につい

て障害者雇用納付金申告書を提出しなければならぬ事業主であることが見込まれた。

そのため、処分庁は、審査請求人に対し、幾度にわたり電話や文書により上記申告書を提出するように働きかけた。しかし、審査請求人は、外出等不在を理由に担当者へ取り次がず、また、折り返しの電話を依頼しても連絡がなかった。また、処分庁は、審査請求人に対し、労働者の雇用状況の報告を求めた（障害者雇用納付金の徴収に係る資料請求等について（平成29年3月1日付け及び平成30年3月1日付けのもの））が、審査請求人からは報告はなされなかった。

そこで、処分庁は、審査請求人は障害者雇用納付金制度の内容について認識しているにも関わらず、事業主としての義務の履行を怠っており、今後も自発的な報告や納付金の納付は見込むことができないと判断し、本件滞納処分等をしたものである。

6 審理員の意見の要旨

法53条2項において、事業主は納付金を納付する義務があると規定され、法56条1項及び同条2項において、事業主の申告及び納付義務が規定されているところ、雇用する労働者の数が常時100人以下である事業主については、法附則4条において、法53条及び法56条を含む法第3章第2節第2款は適用しないとされていることから、申告及び納付義務を負っていない。

雇用する労働者数を判断するに当たり、雇用契約上、週の所定労働時間の判断ができない場合は、「障害者雇用納付金制度 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金・在宅就業障害者特例調整金支給申請書 記入説明書」において、シフトを組んだ際の週の所定労働時間の年間合計時間数を対象期間の月数で除して労働者の区分を把握するものとされている。審査請求人の雇用する労働者のうち、労働協約によって勤務日数や勤務時間が審査請求人の発表するスケジュール表によるとされる労働者においては、そのスケジュール表により見込まれる予定時間を所定労働時間として扱うことは妥当であり、それに基づいて審査請求人の雇用する労働者の区分を把握した場合、審査請求人は常用雇用労働者数が常時100人以下の事業主に該当すると考えられる。

したがって、審査請求人は、納付金の納付義務を負う事業主ではなかったと考えられる。

よって、本件審査請求には理由があることから、本件滞納処分等は取り消されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

1 納入告知処分は、機構が決定した事業主が納付すべき納付金の額を明らかにし、納付金を納付すべき事業主にその履行を請求する処分であり、追徴金通知処分は、機構から納入の告知を受けて納付金を納付しなければならない場合に発生する追徴金の額を明らかにし、事業主にその履行を請求することを目的とする処分である。

一方、法59条3項に基づく滞納処分は、既に確定した納付金その他徴収金が納付期限までに完納されない場合に、強制的に徴収することを目的とする徴収手続であるから、納入告知等処分とは別個の法律的效果の発生を目的とする別個の独立した行政処分である。そうすると、仮に納入告知等処分に取り消し得べき瑕疵があったとしても、その違法性は滞納処分に承継されず、納入告知等処分の瑕疵が重大かつ明白であるとして無効と評価されるか、違法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、納入告知等処分の違法を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件納入告知等処分が違法を理由として権限ある機関によって取り消された事実は認められないから、本件納入告知等処分が無効であるといえる場合に限り、本件滞納処分等は違法なものとして取り消されるべきであると解されるため、本件納入告知等処分に重大かつ明白な瑕疵が存し、無効であるといえるかが問題となる。

2 審査請求人が提出した障害者雇用状況報告書において、審査請求人は、平成27年6月1日現在の常用雇用労働者の総数を154人、雇用障害者数を0人、雇用障害者の不足数を3人と報告し、平成28年6月1日現在の常用雇用労働者の総数を142人、雇用障害者数を0人、雇用障害者の不足数を2人と報告していた。そうすると、本件納入告知等処分をした時点において、審査請求人は、平成28年度申告分及び平成29年度申告分の納付金を納付すべき事業主であることが推認されるとともに、平成28年度申告分については納付金の額が144万円及び追徴金の額が14万4000円であること、平成29年度申告分については納付金の額が96万円及び追徴金の額が9万6000円であることが推認される。

この点、審査請求人は、処分庁からの常用雇用労働者数や身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の雇用状況に関する確認資料の提出要求等にも一切応じなかったことから、上記推認を覆すに足る証拠は見当たらない。

したがって、処分庁が本件納入告知等処分をしたことに誤認のあることが、外形上、客観的に明白であるということとはできず、本件納入告知等処分にはこれを無効とすべき重大かつ明白な瑕疵が存するものとは認められない。

- 3 よって、本件滞納処分等には、違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和元年8月23日
審理員指名 : 令和2年1月15日
反論書提出 : 同年4月1日
審理員意見書提出 : 令和3年2月16日
本件諮問 : 同年12月2日

- (2) これら一連の手續をみると、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約5か月、②反論書の提出から審理員意見書の提出まで約11か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月の期間を費やしており、その結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年3か月もの期間を要している。上記①から③の手續にこれだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

- (3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件滞納処分等の適法性及び妥当性について

- (1) 本件滞納処分に至るまでの手續について

本件滞納処分は、法59条3項に基づく滞納処分であるが、同規定による滞納処分に至るまでの法の定め概略は以下のとおりである。

ア 機構は、事業主が期限までに申告書を提出しないときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をし（法56条4項）、追徴金の額を通知する（法58条1項及び同条3項）。

イ 納付金及び追徴金（以下、併せて「納付金等」という。）を納付しない者があるときは、機構は期限を指定して督促しなければならない（法59条1項）

ウ 上記督促を受けた者が期限までに納付金等を完納しないときは、機構は厚生労働大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる（法59条3項）。

本件においては、平成28年度の納付金等については平成29年5月8日に、平成29年度の納付金等については平成30年5月8日に、それぞれ納入告知及び追徴金の額の通知がなされており（本件納入告知等処分）、審査請求人はこれらの納付金等を納付しなかったことから、平成28年度の納付金等については平成29年12月11日に、平成29年度の納付金等については平成30年11月28日に、それぞれ督促が行われている。

そして、督促を受けた審査請求人がこれらの納付金等を納付しなかったことから、機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、本件滞納処分を行ったものであり、本件滞納処分は法の定めに従って行われている。

（2）本件納入告知等処分と本件滞納処分との関係

本件においては、本件納入告知等処分が行われ、これを前提として本件滞納処分が行われているのであるが、納入告知等処分は、納付金の額を決定し、追徴金の額を明らかにして、これらの納付を求めることを目的とする処分である。これに対し、滞納処分は、納付金等が期限までに完納されない場合にこれを強制的に徴収することを目的とする処分である。両処分は法的効果を別にした別個の処分であるといえることができる。

こうした仕組みにおいては、納入告知等処分に違法が存在する場合であっても、これが無効ではなく、かつ、取り消されていない限りにおいて、納入告知等処分は効力を有することから、滞納処分は、納入告知等処分を前提として行われることになる。

したがって、納入告知等処分の違法の主張は、納入告知等処分の取消しを求める審査請求手続の中で審査請求期間を遵守して行うべきものであり、滞納処分に対する審査請求手続において納入告知等処分の違法を取消事由として主張することはできないことになる。

審査請求人は、所定労働時間に基づく労働者の区分に従って審査請求人の常用雇用労働者数を計算すると、平成28年度も平成29年度も100人以下となるから、審査請求人は納付金の納付義務を負う事業主ではないと主張し、本件滞納処分等の取消しを求めているのであるが、審査請求人の同主張が本件納入告知等処分の違法の主張と解すると、本件審査請求手続で主張することはできないことになる。

(3) 本件納入告知等処分は無効かどうか

審査請求人は、本件納入告知等処分は無効であると主張しているところ、本件納入告知等処分の瑕疵が重大かつ明白である場合には、無効となり得るので、この点について検討する。

ア 法の定めをみると、全て事業主は、身体障害者又は知的障害者（以下「障害者」という。）の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障害者の雇入れに努めなければならないとされ（法37条）、法定雇用障害者数以上の障害者の雇用を事業主に義務付けている（法43条）。

その上で、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整等を図るため、一定の要件を満たした事業主に障害者雇用調整金、特定給付金及び助成金を支給することとし（法49条）、一方で、障害者雇用調整金、特例給付金及び助成金に要する費用等に充てるため、事業主から納付金を徴収することとされている（法53条）。

これらの規定をみると、納付金の納付義務は、本来は全ての事業主に向けられた義務なのであり、雇用する労働者の数が100人以下の事業主が納付金の納付義務を負っていないのは、法附則4条において、当分の間、納付金の規定を適用しないとする暫定措置によるものにすぎない。

しかも、雇用する労働者の数は可変的なものであり、同一事業主であっても雇用労働者が100人を超えると暫定措置が適用されなくなるものである。

そうすると、雇用労働者が100人以下の事業主に納入告知等処分がなされたとの瑕疵は、全く納付金の発生する余地のない者に納入告知等処分がなされたというようなものとは異なるというべきである。

また、審査請求人の主張では、所定労働時間に基づく労働者の区分に従って常用雇用労働者数を計算した結果100人以下となるというのであるから、本件納入告知等処分に一見明白な瑕疵があるということとはできない。

したがって、審査請求人の常用労働者が100人以下であって納付金納付義務がないというのは、本件納入告知等処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵ということとはできない。

イ さらに、本件納入告知等処分に至る手続きをみても、審査請求人は公共職業安定所長に対し、平成27年6月1日現在の常用雇用労働者数を154人とする障害者雇用状況報告書、平成28年6月1日現在の常用雇用

労働者数を140人とする同報告書を提出していたのであり、機構が、法52条1項に基づいて、常用雇用労働者数等報告書の提出を求めたのに対しても提出しなかったという経緯があり、機構は、法56条4項及び58条1項に基づいて納付金等の額を決定して本件納入告知等処分を行ったものであって、手続に重大な過誤があるものではない。

ウ 審査請求人は、本件納入告知等処分は審査請求人と処分庁との間のみに存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がない、常用雇用労働者数の算定が非常に煩雑であるので、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として審査請求人に本件納入告知等処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的事情のある場合であるとも主張している。

しかし、納入告知等処分と滞納処分との関係は前記のとおりであり、納入告知等処分によって納付金等の額が確定したことを前提として、厚生労働大臣の認可を得て滞納処分が行われるのであるから、納入告知等処分が審査請求人と処分庁との間のみに存するとしても、納付金徴収行政の安定と円滑な運営の要請は大きい。

審査請求人は、本件納入告知等処分が行われる前に機構から常用雇用労働者数等報告書の提出を求められた際にも報告書を提出せず、審査請求人が公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書の常用雇用労働者数に基づいて本件納入告知等処分がなされてもこれに対して不服申立てをしていないのであるが、常用雇用労働者数の算定は審査請求人の資料によってせざるを得ないのであるから、本件納入告知等処分の手続の中で主張すべきであり、これをしなかったことによる不利益の甘受が著しく不当とはいえず、審査請求人のこれらの主張も採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件滞納処分等が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史